

【14用語】

指令（しれい）・上級官庁から下級官庁に行う指図、指揮命令

郭内（くるわない）・石垣や堀等で囲まれた城の内側の区域

練兵所（れんぺいじょ）・兵士の訓練や演習などを行う場所

官（貫）属（かんぞく）・戸籍の存在する土地、居住する土地

客冬（かくとう）・昨年（明治六年を指す）の冬

目論見（もくろみ）・積算する、計画を立てる、企画する

除地（じよち・よけち）・検地の際に村高から除外された土地、年貢や諸役

を免除された無税地

上地（じょうち・あげち）・上知、知行地を官が没収すること、土地を返納すること、又はその土地

充行（あてがい）・宛行、割り当てて与えること、主君が家臣に土地や俸給を与えること

【14解説】

明治五年（一八七二）以降、旧高崎城跡は陸軍省の管轄となり兵営に改装され、翌六年には新潟にあつた第八大隊が入営して東京鎮台の分営となつた。続いて明治八年高崎歩兵第三連隊が置かれたが、明治十七年には第十五連隊と交代し、明治二十一年鎮台制が師団制に変わるまで東京鎮台高崎分営と呼称された。

「御指令本書」とは、地方官庁が行政全般にわたつて中央官省の指令・許可や承認を求めるための伺いや稟議書・進達書などを県の庶務課編輯掛が編さんしたものである。本文書は、明治七年三月陸軍省が管轄する旧高崎城郭内に兵士の訓練所を設置するにあたつて、当時の熊谷県から内務大臣あてに土地と住宅の移転に伴う換地や費用等について伺い出たもので、後半の朱書き部分がその伺いに対する内務大臣からの回答にあたる。